

【判例研究】 関西学院大学商法研究会

「株主総会否決決議の取消しと

株主提案権行使に対する不当拒絶」

東京高判平成二三年九月二七日

資料版商事法務三三三三号四一頁【上告】

岡 本 智英子

【事実】

Xは、平成二二年六月一日開催のYの第七二期定時株主総会（以下、本件株主総会）に向けて株主提案権を行使し始めた平成二二年一月八日の六か月以上前から現在まで、Yの株式三万八〇〇〇株、議決権数三八〇個を保有する株主である。Yは、光学ガラス、光学機器及び関連製品の製造、販売等を目的とし、その株式を東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社であり、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置している。単元株式数は一〇〇株である。

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

Xは、平成二二年一月以降、Yに対して定時株主総会に向けた提案をし、Yの担当者との交渉を続け、同年四月九日には、一一七個の議案を提案するなどしていた。その後、更に交渉を続けた結果、Xは、Yの担当者に対し、平成二二年四月二三日、「特に優先すべき二〇個の議案」、「次に重要な二二個から三〇個までの議案」、「次に重要な三一個から四〇個までの議案」、「四一個から五〇個までの議案」及び「五一個から五九個までの議案」から成る合計五九個の議案を記載した提案書を送付するに至った。これを受けて、Yの担当者は、Xに対し、平成二二年四月二八日付けで、一一七個の中から特に優先して審議を希望する議案としてXにおいて二〇個を指定してもらったので、この二〇個をベースとし、株主総会での運営の協議を続ける旨、上記の五九個の議案については取締役会で不適法な株主提案として否決される可能性が低い旨を記載した連絡書を送付した。Xは、Yの担当者に対し、平成二二年四月三〇日、特に優先すべき二〇個の議案に最終的な議案をまとめる旨を電話で連絡した。Yの担当者は、Xに対し、平成二二年五月一日付けで、二〇個の議案のうち同月七日の取締役会で不適法と判断した五個を除き、提案の内容及び提案の理由については、法令に従い、明らかに虚偽であるも

八七

の又は専ら人の名譽を侵害し、若しくは侮辱する目的によると認められるものについては記載していない旨を記載した連絡書並びに株主提案、議案の要領及び提案の理由の要領を記載した添付書面を送付した。Xは、Yに対し、平成二三年六月一六日、一一一項目から成る事前質問事項を記載した電子メールを送付した。

Xは、本件株主総会において、議案を提出した株主として補足説明の機会を与えられ、その中で、指名委員会の解任基準の有無や、上記事前質問事項のうち、A執行役に関してYの指名委員会が解任を含めた対応の予定の有無を質問した。Xが事前質問書に係る上記以外の質問の回答を求めたことはどうかを問われない。その後、質疑応答が行われ、その中で、Xの質問につき、議長（Y代表者）は、執行役の解任については指名委員会で基準を設けていること、Xが指摘するような業績については、専門性だけでなくいろいろな観点から判断されるべきであることを説明した。質疑応答においては、複数の株主から質問があり、これらについては議長その他の取締役が回答を行った。

株主からの質問が一通り終了した後、議長が時間の都合により議案の裁決に移る旨の意向を示したところ、X以外の株主一名が挙手し、質問が受け付けられたが、その他の

株主（Xを含む。）は挙手せず、この質問及びこれに対する回答をもって、質疑応答は終了した。

Y提案の議案（第一号議案と第二号議案）は可決され、X提案の議案（第三号議案から第一七号議案）は否決された。X提案の第三号議案「取締役九名選任の件」における三名は第一号議案の候補者と重複しているが、第四号議案以下は追加提案である。

Xは、Yの担当者がXを脅迫して五九個の議案を二〇個に削減させ、また、二〇個の議案のうち五個を招集通知に記載しなかったことがXの株主提案権の妨害という瑕疵が存し、YがX提出の議案に係るXの修正要請を無視したことで、Xの提出した提案理由を一方的に修正・削除したことが本件各可決の瑕疵にあたり、本件株主総会での取締役等の説明には説明義務違反があるなどとして、会社法八三一条一項一号に基づき、その取消しを求め、平成二二年九月八日に本件訴えを提起した。

第一審（東京地判平成二三年四月一日）⁽¹⁾は、Xが取消しを求める本件各決議を「本件各可決」と「本件各否決」に分けた上で、否決の取消しを求める訴えは定型的に訴えの利益を欠いていること、再提案の可否については、実際に再提案をしてこの再提案を会社が拒否したとすればその

ときにこれを争うことが可能であること、他の議案の目的である事項とは別個の追加提案の拒否(同法三〇三条参照)

に当たるときは、当該追加提案に対応する取り消すべき決議が存在することはなく、また、上記拒否をもって他の提案に対応する当該株主総会の招集手続や決議方法全体の瑕疵を構成するとみるべき理由もないから、現に行われた他の決議の取消原因となることもないこと、招集通知における議案の記載に漏れや誤りがあつたとしても、そのことは、当該議案と目的である事項を異にする他の議案に係る決議の取消原因を構成しないというべきであること、会社法三二四条所定の取締役等の説明義務は、同条に規定するように株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合に生ずるものであり、株主が事前質問書を会社に提出していても、株主総会で質問がない限り、取締役等がこれについて説明する義務を負うものではないと解されること、他方、株主総会でされた質問については、取締役等は、同条に基づき、株主総会において、決議事項の内容、株主の質問事項と当該決議事項との関連性の程度、質問がされるまでに行われた説明(事前質問状が提出された場合における一括回答等)の内容及び質問事項に対する説明の内容に加えて、質問株主が保有する資料等も総合的に

考慮して、平均的な株主が議決権行使の前提として合理的な理解及び判断を行い得る程度の説明をする義務を負うものと解されることと理由として、本件各否決の取消しを求める部分は不適法なものとしていずれも却下し、同訴えに係る請求を除くXの請求は理由がないからいずれも棄却するとした。Xは控訴した。

【判旨】 控訴棄却

「株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事実について決議をすることができる(会社法二九五条一項)、株主総会等の決議の取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は第三者に対してもその効力を有するのであり(同法八三八条)、それゆえに同法は八三一条から八三八条までに上記訴えに関する所要の規定を置いているのであって、これらによれば、上記訴えの対象となる株主総会等の決議とは、第三者に対してもその効力を有するものを指すと解するのが相当である。株主総会等の決議が第三者に対してもその効力を有するには、形成力を生ずる事項を内容とする議案が株主総会等において所定の手続を踏んで可決されることを要するのであり、そのような内容の議案であつて

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

もこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を有する余地はないから、本件各否決は、同法八三一条所定の株主総会等の決議には当たらないものといふべきである。」

「控訴人は、否決が取り消されれば今後三年以内に同一の理由で再提案することが可能となる（同法三〇四条ただし書）として、この取消しを求める必要性があると主張する。しかしながら、本件各否決が同法八三一条所定の株主総会等の決議に当たらないことは上記のとおりであるから、控訴人の主張は採用の限りでない。なお、仮に否決に至る過程に手続上の瑕疵があり、それゆえに株主総会において総株主の議決権の一〇分の一以上の賛成を得られなかったことを証明することができる場合には、上記ただし書所定の期間制限は適用がないと解するのが相当である。」

「株主総会等の招集の手続が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときのほか、決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときにも株主総会等の決議の取消しの訴えをもって当該決議の取消しを請求することができるが（会社法八三一条一項一号）、同号にい

う決議とは株主総会において形成力を生ずる事項を内容とする議案が所定の手続を踏んで可決された場合における当該決議をいい、可決された上記議案とは別に、株主が同法三〇三条所定の要件を備えて一定の事項を株主総会の目的とすることを請求したが株主総会において取り上げられなかったものがあっても、そのことは、原則として当該決議の取消しの事由には当たらず、例外的に、（一）当該事項が株主総会の目的である事項と密接な関連性があり、株主総会の目的である事項に関し可決された議案を審議する上で株主が請求した事項についても株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったと認められるときであつて、（二）上記の関連性のある事項を株主総会の目的として取り上げると現経営陣に不都合なため、会社が現経営陣に都合のよいように議事を進行させることを企図して当該事項を株主総会において取り上げなかったときに当たるなど、特段の事情が存在する場合に限り、同法八三一条一項一号に掲げる場合に該当すると解するのが相当である。」

【研究】結論一部反対、理由づけ一部反対

一 Yの株主であるXが、Yの定時株主総会における本件

各決議（本件各可決、本件各否決）について、YがXの株主提案権を妨害し、また、本件株主総会での取締役等の説明には説明義務違反があるとして、会社法八三一条一項一号に基づき、本件各決議の取消しを求めた事案である。株主総会において否決された議案が決議取消の対象となり得るのかどうか、株主の議題提案（会社法三〇三条一項）に対する不当拒絶と決議の効力、議案通知請求（同法三〇五条一項）の不当拒絶と決議の効力、取締役等の説明義務違反と決議の効力が問題となる。

二 否決を対象とする株主総会等の決議の取消しの訴えの適法性について

Xは、Xが株主提案を行った議案が否決され、否決決議の取消しも求めているため、株主総会において否決された議案が会社法八三一条一項の決議取消しの対象となり得るのかどうか問題となる。

本件第一審は、「株主総会決議の取消しの訴え（会社法八三一条）の対象となる株主総会決議とは、当該取消しの訴えを会社法上の訴えとして設けた趣旨に鑑みて、飽くまでも「成立した決議」というべきであるから、定足数を満たし、かつ、議案に対する法定多数の賛成によって成立し

たものをいうことになる（同法三〇九条参照）。そうすると、議案が否決されたということは、上記決議が成立しなかったということであって、そもそも同法八三一条所定の株主総会決議には当たらない。換言するならば、否決の取消しを求める訴えは、定型的に訴えの利益を欠いているというべきである。」とする。本判決も、第一審と同様に否決決議は同法八三一条所定の株主総会等の決議には当たらないとするが、否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を有する余地はないからとし、理由づけが異なる。⁽²⁾

否決を対象として決議取消しの訴えが提起された事例として、①山形地判平成元年四月一日、②東京地判平成四年二月二日⁽⁴⁾、③東京地判平成二年二月一日⁽⁵⁾がある。③は、本件第一審、本件と同様に、一般に、ある議案を否決する決議によって新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議を取り消すことにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情がない限り、否決決議の取消を求める訴えは訴えの利益がないとする。①は否決が取消しの訴えの対象となるとし、原告らの提案にかかる議案を否決する決議の不存在確認の請求を認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

九一

案を審議し、公正な方法により決議をしなければならぬ義務を負うものであるから、かかる公正な審議の場を求めることについて原告らに法律上の利益がないとはなし難いというべきであるとし、その理は決議取消しの訴についても異なるころはないというべきであるとする。②は、株主総会における決議については、法律の別段の定めがない限り、議案に対する賛否あるいは反対が可決ないし否決の決議の成立に必要な数に達したことが明確になったときに成立するとし、否決決議の成立を認め、否決の決議の取消しの訴えを却下ではなく、棄却している。否決決議は成立していない決議としている本件第一審とは異なり、①②③とも、否決決議は否決という決議が成立しているということとを前提としている。

学説も、否決決議に訴えの利益があるとす説と、否決決議には訴えの利益がないとする説に分かれている。⁽⁷⁾

本件の控訴人は、否決が取り消されれば今後三年以内に同一の理由で再提案することが可能となる（会社法三〇四条但書）として、この取消しを求める必要性があると主張しているが、その点について、本件第一審は、再提案の可否については、実際の再提案をしてこの再提案をしてこの再提案を会社が拒否したとすればそのときに、これを争う

ことが可能であると解されるとするが、どのような攻撃方法が認められるかは不明である。また、この点に対して、先行する否決決議がなされた株主総会の招集手続又は決議方法に法令定款違反があれば、再提案を拒絶された株主総会における決議の取消事由に当たると解する余地があるということなのであろうという指摘がある。⁽⁹⁾ 本件は、仮に否決に至る過程に手続上の瑕疵があり、それゆえに株主総会において総株主の議決権の一〇分の一以上の賛成を得られなかったことを証明することができる場合には、上記ただし書所定の期間制限は適用がないと解するのが相当であるとする。この点に対して、このような因果関係を株主が証明することはきわめて困難であろうし、なぜそのような証明が提案株主に要求されるのかも明らかでないという指摘がある。⁽¹⁰⁾ 再提案を拒絶された株主がどの時点でどのように拒絶の不当性を争うことができるのかについて、再提案が拒絶されたことを知るのが招集通知発送後であるとする、提案株主が総会の会日までにとり得る手段は限られることになり、結局提案が拒絶された総会における決議の取消しによるほかにすると、議案提案権・議案通知請求権が不当に拒絶された場合であっても、提案した議案に関する議題について他に成立した決議がないときには、取消しの

対象となる決議が存在せず、実効的な救済にならないのである。¹¹⁾

三 株主の議題提案（会社法三〇三条一項）・議案通知請求（同法三〇五条一項）の不当拒絶と決議の効力

議案提案権が行使され、会社側提案に対する修正提案や反対提案あるいは選挙提案がなされたにもかかわらず、これらの提案についての議案の要領が招集通知に記載されなかった場合には、それぞれ決議取消事由となり、当該会社側提案についての決議は決議取消しの訴えの対象になる¹²⁾が、株主提案に係る議題・議案に対応する会社側提案議題が存在しない場合に、取締役会が株主の提案する議題を不当に拒絶した場合に取消事由になるか否かが問題となる。

判例は、取消事由にはならないとする立場に立ち、¹³⁾ 本件第一審も同様である。追加提案に対応する取り消すべき決議が存在することはなく、拒否をもって他の提案に対応する当該株主総会の招集手続や決議方法全体の瑕疵を構成すると見るべき理由もないから、現に行われた他の決議の取消事由となることもないというべきであるとする。これに対し、本件は、原則として可決決議の取消事由には当たらないとするが、例外事例を二つ挙げる。¹⁴⁾

学説は、取消事由にはならないとする説、¹⁵⁾ 当該株主総会で成立したすべての決議につき取消事由があるとする説、¹⁶⁾ 無視された提案と関連する決議事項のみが決議取消しの訴えの対象とする説、¹⁷⁾ 原則取消事由にはならないが、議題提案権・議案通知請求権の行使が、他の議題・議案に対して前提となる関係にある場合には、前者の議題・議案提案の不当拒絶が、後者の議題について成立した決議の取消事由になるとする説がある。¹⁸⁾

四 取締役等の説明義務違反と決議の効力

取締役等は、株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない（会社法三一四条）が、本件・本件第一審を含め判例は、株主による事前の質問事項に対して、株主総会に株主が出席して当該事項について質問をしなければ、¹⁹⁾ 取締役等に回答の義務を生じないとする。学説も同様とする。²⁰⁾

取締役等による説明の範囲と程度については、本件・本件第一審を含め判例は、議案に対する賛否の決定に合理的に必要な否かで決せられ、説明の範囲程度の判断は個別事案につき、合理的で平均的な株主を基準にすれば足りると

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

する。⁽²¹⁾ 学説も同様である。⁽²²⁾

取締役等の説明義務違反と決議の効力について、判例⁽²³⁾は決議方法の法令違反とするが、学説には、説明義務違反により決議方法が著しく不公正になる場合、取消事由になるという説もある。⁽²⁴⁾

五 検討

決議とは、団体の会議体における意思決定の方法のひとつであり、団体の意思であるが故に内部を拘束し、法あるいは定款の定めにより多数決で決定した場合は、多数決をもって内部を拘束することになる。⁽²⁵⁾ 決議は、その拘束を受ける組織外に対する直接の効果は問題とならない。⁽²⁶⁾ 決議はいわゆる議決の若干数によって組織されている法律要件で、その議決の内容として書き出された法上の効果にそのまま拘束力を認められているから、その点から決議を法律行為とみることができる。決議は議決を要素とする法律行為であり、その議決の内容として書き出された法上の効果にそのまま拘束力が認められる。決議は、会議を開いて議決権を行使するので、各意思表示は時と場所を同じくして行われるが、各議決による意思表示とは別個独立の単一の意思として存在することになる。法あるいは定款の定め

により多数決による場合は、それを組織する内容を異にする意思表示の中の多数を占めている内容の意思表示の内容によって成立する。

株主総会決議も決議の性質を有し、株主の各議決を要素として成り立っている法律行為であり、その議決の内容として書き出された法上の効果のままで拘束力が認められ、内部を拘束する。株式会社という団体の性質により、株主総会決議は多数決によって決せられることになる。多数決の形成については、まず考えるべきことは株主総会の招集手続や決議方法が法令定款などに違反することなく適法に行われるということであり、それは多数決制度承認の当然の前提である。⁽²⁸⁾ 多数決による団体意思が全成員を拘束しこれが遵守を強要するに足る権威と信頼性を保つがためには、その成立の過程及び結果において、いずれも適法にして妥当であり真理と正義とに合するものでなければならぬ。⁽²⁹⁾ 招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不正なとき、株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がなされたときは、株主総会等の決議の取消しの訴え（会社法八三一条一項一号・三号）によって決議の効力を争うことになる。

否決決議には、株主総会等の決議の取消しの訴えの利益はないのか。

訴えの利益とは、審判対象である特定の請求が本案判決による訴訟の処理に適するかどうかの判断材料である。訴えの利益は、個々の本案の請求につき、本案判決がなされるべき必要性和本案判決による紛争処理の実効性との関係で個別具体的に判断されねばならない問題であり、訴えを提起するのは原告であり、訴えの利益の主体は原告であつて、当該権利関係につき本案判決による権利保護を求める原告にとつての利益・必要性こそが訴えの利益の判断にあつては中核に捉えられるべきである（訴権の受益権的側面）³¹。

株式会社の団体性により多数決で決められる株主総会決議において、多数決の前提となる招集手続の瑕疵、決議方法に違法性があつたことにより可決された場合にその決議の取消しを求めることが出来るのと同様、否決となつた場合も、否決の取消しを請求することはできると考える。例えば、株主提出の議案が著しく不公正な手続きによつて否決された場合は、その株主には公正な手続きによつて再度審議されることを求める利益がある。

次に、議題提案権が不当拒絶された場合、招集手続の瑕

疵があるとして株主総会等の決議の取消事由となるか否か。招集手続は前述したように多数決の前提として課せられていゝものであるから、瑕疵があるならば、すべての決議の効力の問題となるが、議題提案権は、会議体の性質として会議体の構成メンバーが議題・議案を提案できる当然の権利であり、招集通知の瑕疵とは性質が異なる。株主は提案した議題の可決を望んでいるのであつて、可決した決議全体の取消しを望んでいるのではない。議題提案権と関連、相反するような議題のみ決議取消しの訴えの対象になる。

本判決の「1」に賛成である。議題提案権は、昭和五六年商法改正において、株主総会の形骸化防止のため、総会における株主の権利を強化するために認められた権利である³²。会社法においても引き継がれている。制度上株主が自らの意思を総会に訴えることができる権利を保障することにより、その疎外感を払拭し、経営者と株主あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株式会社を実現しようとするものである。株主総会の権能はその期の経営結果の承認と、次期への信任についての権限を行使することによつて、委任を受けた経営者をチェックする点にもとめられるべきものとすると、取締役の選解任、剰余金分配請求権についての議題提案権は特に重要なものと

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

九五

なる。役員に職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある場合に、株主がその役員の解任の訴えを提起するには、株主総会で解任議案が否決されることが前提となつており（会社法八五四条一項）、そもそも解任が総会の議題にされないときは、およそいかなる不正行為が役員にあつても解任することはできないので、³⁵ 役員解任についての議題提案権は特に重要なものとなる。特殊株主による提案があつたとしても、それが不合理なものであれば、多数決で否決してしまえばそれまでであるから、提案させないように利益誘導によつて工作するというような処理は絶対に避けなければならず、³⁶ 瑣末な質問、あげ足取り的な質問もまた経営者の試金石であつて、みずから経営を委ねた相手が、これにいかにか毅然として適切に対処しうるかと株主が目の当たりにする機会は、企業所有者にとつて当然与えられてよいものであるともいえるのである。³⁷ 議題提案権の濫用を株主は慎むべきであるが、経営者の都合で議題提案権を拒絶することは許されないものである。本判決の「2」に賛成である。

取締役の説明義務も昭和五六年改正において新設されたものである。会議体において、その構成員が議題について質問をする権利があることは、あえて明文の規定がなくて

も、当然であるが、形骸化している株主総会において質問権に關する明文の規定を置くべきであるとして改正の審議が行われたが、総会における質問権を正面からは規定せず、株主に質問権があることを前提として、質問に対する取締役・監査役の説明義務として規定されたのである。³⁸ 株主の質問権は、株主の固有の権利であつて多数決をもつてしても奪うことができないものと考えられ、質問権の濫用がある場合以外、質問をさせないことは総会の決議の手續きに瑕疵が生ずることになり、決議の取消事由となり、除外事由がないのに、取締役等が説明しなかつたときも、決議の取消事由となる。取締役等の説明義務については法律上の義務として明文化されたため要件、効果を明らかにする必要性が生じ、⁴⁰ 説明方法や範囲について判例が積み重ねられてきたことは前述の四のとおりである。

六 以上をもとにして本件を検討する。

株主等は、否決決議についても招集手續又は決議方法に瑕疵がある場合には決議の取消しを請求することができる³⁹と考えるので、本件の否決決議（第三号議案から第一七号議案）に招集手續又は決議方法に瑕疵あつたかどうかを検討する。Xは、第一三号議案の提案理由の修正要望を無視

し、一方的にXの提案理由を修正したとして会社法三〇五
条一項に違反し、株主総会当日に会場で事前質問に対する
回答を求め、又は何度も拳手したのに議長から無視され、
事前質問書の質問に回答しなかったとして会社法三一四条
に違反すると主張しているが、本判決が採用している第一
審の事実認定によると、招集手続又は決議方法に瑕疵はな
かったと認められる。よって、否決決議に取消事由はない
といえる。

Xが提案した五九の議案から成る株主提案のうち、招集
通知に掲載されたのは一五個であつたので、四四個の株主
提案が拒絶されたことになる。四四個すべての内容は事実
認定からは不明であるが、事実認定に登場する「取締役五
名解任の件」について検討を行う。Xは、現取締役八名の
うち、取締役五名を解任し、取締役三名は再任をし、新た
に六名の取締役を選任するという意味で、「取締役五名解
任の件」「取締役九名選任の件」(第三号議案)を提案した
のであるが、前者は拒絶されたのである。取締役五名の解
任の提案理由如何によつては、第一号議案「取締役八名選
任の件」の判断に影響が出たかもしれないのである。事実
認定によると、可決された議案を審議する上で株主が請求
した事項についても株主総会において検討、考慮すること

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

が必要、かつ、有益であつたと認めるに足りる的確な証拠
はないとするので、本判決の事実認定に従う限りでは、第
一号議案に取消事由はないといえる。

Xは、取締役の説明義務違反を主張しているが、本判決
の事実認定によると、説明義務違反があつたということが
できないとしているので、本判決の事実認定に従う限りで
は、可決決議に取消事由はないといえる。

よって、本件各決議(可決決議と否決決議を含む)には
取消事由はなく、Xの請求は棄却されると考える。

- (1) 資料版商事法務三二八号(二〇一一年)六八頁。
- (2) 本件第一審は例外的に否決の取消しに訴えの利益が認められ
る余地があると解しているようにも読めるが、本件はそのような
例外が認められる余地がないことを明らかにする意図があるため、
訴えの利益に触れていないのではないかという指摘がある(松尾
健一「平成三年度会社法関係重要判例の分析(上)」商事法務一
九七二号(二〇一二年)一三頁。
- (3) 判例タイムズ七〇一号(一九八九号)二二一頁。
- (4) 判例時報一七八九号(二〇〇二年)一五七頁。
- (5) 公刊物未登載(弥永真生「本件第一審判批」ジュリスト一四
二六号(二〇一一年)六一頁。
- (6) 吉川信将「本件第一審判批」法学研究八四卷一十一号(二〇一
一年)六六頁、菊池和彦「否決された総会決議の瑕疵を争う訴え
の利益」ジュリスト一〇四一十一号(一九九四年)一〇九頁(不存在

- 確認の訴えにつき、否決決議についても訴えの利益はあるとする。
- (7) 川島いづみ「本件判批」金融・商事判例(二〇一二年)四頁(但し株主提案権の実効性確保という観点からは疑問もあるとする)、清水円香「本件第一審判批」金融・商事判例一三三三三三(二〇一二年)六頁、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ(第三版)』(二〇一一年)三七九頁(本件第一審同様、否決決議とは決議が成立しなかったこととする)、同編『類型別会社訴訟(第二版)Ⅰ』(二〇〇八年)三八四頁、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編『新版注釈会社法(五)』(有斐閣、一九八六年)三一七頁(岩原紳作)「平成一七年改正前商法二七四条の訴えの対象となるのは、手続上の瑕疵がそれほど甚だしくはなくて、決議は一応成立している場合であるとする)。
- (8) 梅津昭彦「本件第一審判批」法学教室判例セレクト二〇一一(二) (二〇一一年)一七頁、松尾・前掲注(2)・六頁。
- (9) 弥永・前掲注(5)・六一頁。
- (10) 川島・前掲注(7)・四頁。川島教授は、株主が、(可決の)決議の取消事由に相当する瑕疵が「否決」に至る過程に存在したことを立証できれば、「否決」の事実自体を当事者間では主張できなくなり、会社側は三年間の期間制限を理由として株主の再提案を拒絶できなくなると解釈すべきであろうとする。
- (11) 松尾・前掲注(2)・一三頁。
- (12) 奥島孝康「落合」・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法2』(日本評論社、二〇一〇年)二八頁(榊素寛)。
- (13) 東京地判昭和六〇年一〇月二九日(金融・商事判例七三四号(一九八六年)一三三頁)。
- (14) 例外について、川島教授は(1)は評価できるが、(2)は非常に制限的であるので、(1)を相当程度厳格に解釈すること
- で対応としては十分であるとする(川島・前掲注(7)・五頁)。
- (15) 江頭憲治郎『株式会社法(第四版)』(有斐閣、二〇一一年)三二〇頁、前田庸「会社法入門(第二版)」(有斐閣、二〇〇九年)三六二頁、弥永真生「リーガルマインド会社法(二二版)」(有斐閣、二〇〇九年)一〇七頁、龍田節「会社法大要」(有斐閣、二〇〇七年)一六二頁。
- (16) 平成一七年改正前商法下の学説として、末永敏和「改正商法下の株主総会―法的諸問題の検討―」上柳克郎先生還暦記念『商事法の解釈と展望』(一九八四年)五〇頁。
- (17) 稲田俊信「判批」日本法学五二巻四号(一九八七年)六四三頁。
- (18) 吉本健一「株主提案の不当拒絶と株主総会決議の効力」阪大法学六一巻三〇四号(二〇一一年)六七六頁。
- (19) ①東京地判平成二四年七月一九日(判例時報二二七一号(二〇一三年)一二三頁)、②仙台地判平成五年三月二四日(資料版商事法務一〇九号(一九九三年)六四頁)、③東京高判平成二年七月三日(資料版商事法務七八号(一九九〇年)一〇〇頁)、④東京地判平成元年九月二九日(判例時報一三四四号(一九九〇年)一六三頁)、⑤の第一審、⑤最判昭和六一年九月二五日(金融法務事情一一四〇号(一九八六年)一三三頁)、⑥東京高判昭和六一年二月一九日(判例タイムズ五八八号(一九八六年)九六頁)、⑤の控訴審)。
- (20) 奥島「落合」・前掲注(12)・四七頁(久保田光昭)。
- (21) ①東京地判平成二四年七月一九日(前掲注19)①、②東京地判平成二年九月六日(判例タイムズ一三三三三三号(二〇一一年)一一七頁)、③東京地判平成一九年一〇月三一日(金融・商事判例二二八二一(二〇〇八年)六四頁)、④東京地判平成一六年五

- 月一三日(金融・商事判例二一九八号(二〇〇四年)一八頁、
 ⑤東京地判平成一〇年四月二八日(資料版商事法務一七三三三(一九九八年)一八六頁)、⑥大阪地判平成九年三月二六日(資料版商事法務一五八八号(一九九七年)四一頁)、⑦広島高判松江支部平成八年九月二七日(資料版商事法務一五五五号(一九九七年)四八頁)、⑧松江地判平成六年三月三〇日(資料版商事法務一三四四号(一九九五年)一〇一頁、⑦の第一審)、⑨広島高判松江支部平成八年九月二七日(資料版商事法務一五五五号(一九九七年)一〇四頁)、⑩松江地判平成七年二月一五日(資料版商事法務一五五五号(一九九七年)八四頁、⑨の第一審)、⑪札幌地判平成五年二月二二日(資料版商事法務一〇九号(一九九三年)五六頁、
 ⑫大阪高判平成二年三月三〇日(判例時報二三六〇号(一九九〇年)一五二頁)、⑬京都地判平成元年八月二五日(判例時報一三三七号(一九九〇年)一三三頁、⑫の第一審)、⑭大阪地判平成元年四月五日(資料版商事法務六一号(一九八九年)一五頁)、⑮東京地判昭和六三年一月二八日(民集四六卷七号(一九九一年)二五九二頁)、⑯最判昭和六二年九月二五日(前掲注⑮)⑤、⑰東京高判昭和六二年二月一九日(前掲注⑮)⑥、⑱東京地判昭和六〇年九月二四日(判例タイムズ五六六号(一九八六年)八六頁)。
- (22) 前田・前掲注⑮・三七〇頁。平均的株主を基準とすること
 は妥当ではないとする説として、末水敏和「取締役等の説明義務違反」ジュリスト二一九一号(二〇〇五年)一〇五頁。
- (23) 奈良地判平成二二年三月二九日(判例タイムズ一〇二九号(二〇〇七年)三〇二頁)、東京地判昭和六三年一月二八日(民集四六卷七号(一九九二年)一五九二頁)。
- (24) 鈴木竹雄「株主総会の運営に関する諸問題」商事法務九二五

「株主総会否決決議の取消しと株主提案権行使に対する不当拒絶」

- 号(一九八一年)四頁、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法』⑤(有斐閣、一九八六年)一五七頁(森本滋執筆)。
 (25) 岡本智英子「社団法上の意思表示としての株主総会決議の性質」山本為三郎編著『企業法の論理』(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)一一四頁。
- (26) 板倉勝朝「株主総会の決議の無効に就て(一)」法学論叢一六卷一(一九二六年)三三頁。
- (27) 板倉・前掲注②⑥・二二頁。
- (28) 石井照久「新株式会社法における多数決の反省」法学協会雑誌六八卷六号(一九五〇年)四一頁。
- (29) 西原寛一「株主総会論」(布井書房、一九五一年)七三頁。
- (30) 上田徹一郎『民事訴訟法(第六版)』(法学書院、二〇〇九年)二二一頁。
- (31) 上田・前掲注③⑩・二二二頁。
- (32) 元木伸『改正商法逐条解説「改訂増補版」』(商事法務、一九八三年)八七頁。
- (33) 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、一九八二年)一一一頁。
- (34) 倉澤康一郎『会社法の論理』(成文堂、一九九四年)一九九頁。
- (35) 稲葉・前掲注③③・一三一頁、倉澤康一郎「改正商法における株主の提案権・質問権」民事研修三三四号(法務総合研究所、一九八五年)一四頁。
- (36) 稲葉・前掲注③③・一三二頁。
- (37) 倉澤・前掲注③⑤・二二頁。
- (38) 元木・前掲注③②・九七頁。
- (39) 元木・前掲注③②・九八頁。

九九

(40) 大澤康孝「取締役の説明義務と一括回答」浜田道代Ⅱ岩原紳作編『会社法の争点』(有斐閣、二〇〇九年)七八頁。

(41) 河本一郎Ⅱ久保利英明Ⅱ吉田清見「最近の株主総会関係訴訟をめぐって(上)」商事法務一〇七八号(一九八六年)六頁(河本発言、山本直孝「株主提案権行使のための株式保有期間の起算点」判例タイムズ九四八号(一九九七年)六四頁。